

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 1 全体評価</p> <p>【原文】 「一方、研究費の不正使用防止のための体制・ルールに関して、研究機関における委員会の設置、通報者の保護等について整備されていないことから、早急な対応が求められる。」</p> <p>【申立内容】 削除願いたい</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価内容は、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)の第2節(4)にいう調査に関する規程の整備に関することであり、この事項は平成19年5月31日付け19文科科第340号通知において平成19年11月までに実施を要請された事項ではなく、それに対し「早急な対応が求められる」との評価について異議を申し立てるものである。 詳細は、以下のとおり。 ・ 平成19年5月31日付け19文科科第340号科学技術・学術政策局長通知「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく体制整備等の実施状況報告書の提出について」においては、全機関に実施を要請する事項のうち12項目については平成19年11月の報告書提出までに最低限実施を要請する事項(必須事項)と言及されていたところであり、当然本学としても必須事項全てについて実施していた。しかし、それ以外の事項については特段の期限が定めら 	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 研究費の不正使用防止のための取組については、「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務の実績に関する評価結果についての意見」(政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知 平成18年11月27日付け政委第24号)、同(政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知 平成20年1月31日付け政委第3号)において、公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)(平成18年8月31日)等に沿った、体制整備、ルールの整備・明確化等の取組状況についての評価を行うべきである、との意見を踏まえた評価の実施であるため。</p>

れているものではなく、速やかに検討に着手し実現可能なものから実施に移すこととされていた。

このことは、平成19年10月11日付け19文科科第898号科学技術・学術政策局長通知において「その場しのぎのペーパープランや研究活動の本質から乖離したシステムの構築を期待する趣旨のものではない」とあり、更に本年5月のガイドラインの分析結果報告においても「ガイドラインの趣旨は実質的な機能が担保されているかが問題であって、形式的に窓口や部署を置くことを求めることではない」とされている。これらは不正使用の防止を図る上で適切な管理・監査のため「器」としての体制整備を優先して行うことから、期限を切って必須事項として掲げ、その上で具体的な運用に係るその他の事項については、実質的な機能を担保するために、十分な検討期間が必要であることから、期限は定めないが、実現に向けて速やかに検討に着手するようとの趣旨のものであった。

本学ではこのガイドラインの趣旨に則り、必須事項以外の項目についても、実現可能なものは既に実施に移した上で、慎重かつ十分な検討が必要と判断した事項については、研究費不正使用対応検討プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）や役員会の下に設置された研究推進室会議（現研究・産学連携室会議）に付議し意見を求め、これに対する回答を行い、更には、役員連絡会及び部局長会議においても説明及び意見集約を行い、全学の同意を得るなど万全を期して決定したものである。

- ・ とりわけ、調査等に関する取扱い規則については、平成19年10月からプロジェクトチームにおいて原案検討に着手し、平成20年2月「競争的資金等の不正使用に

係る調査委員会設置要項(案)」を作成した。

その後、研究・産学連携室会議及びプロジェクトチームにおいて更なる検討を加えた結果、不正発生時の経費特定が難しいことから競争的資金に特化したものではなく、本学における全ての経費を対象として定めることとし、設置要項を「研究費等の不正使用に係る調査等に関する取扱い規則(案)」として、平成20年5月の部局長会議において説明し、意見照会(5月末)をしたところである。

- ・ 各部局からの提出された意見については、更にプロジェクトチーム、研究・産学連携室会議においてその対応を取りまとめることにより、全学の同意を得るに至った。特に、当該事案の公表の在り方について、個人情報取り扱いとの関連で、慎重に検討を行うことが適当との判断から、本学顧問弁護士を室員とする法務室との調整を行った後、7月16日の部局長会議において最終案を説明し了承を得、同日規則を制定し、施行したところである。
- ・ これらの手続きについては、ガイドライン第2節(4)で求められているように、調査に関する規程については、不公平な取り扱いがなされたり、その疑いを抱かれたりすることのないよう、公正でありかつ透明性の高いものでなければならず、また、ガイドラインの趣旨に則り、形式的なものとならないよう、本学の教員及び事務職員等のコンセンサスを得る必要があることから、慎重に検討を行った上で作成したものである。
- ・ 今回の評価内容は、ガイドラインの第2節(4)にいう調査に関する規程の整備に関することであり、この事項は平成19年11月までに実施を要請された必須事項ではなく、また、本学ではガイドラインの

趣旨に則り形式的なものにならないよう規則の制定に向け検討を進めてきたところである。

それに対し「早急な対応が求められる」との評価について異議を申し立てるものであり削除願いたい。

- なお、平成18年8月31日の総合科学技術会議の指針においては、関係府省、配分機関での取り組み事項として「各研究機関における取組を促すとともに、情報提供等必要な支援の充実に努める。」といった事項が挙げられ、関係府省、配分機関等の取組状況を総合科学技術会議が平成19年度の早い時期に把握することとされていた。

その際、同指針では、研究機関については、参考として「研究機関における研究費の使用等のルールに盛り込むべき内容の例」に、迅速な調査の実施、聴取手続き等が挙げられていたところであった。

その後、平成18年9月4日付け文科科第420号科学技術・学術政策局長通知「研究費の不正な使用への対応について」において、各研究機関での研究費の適正な管理と実効性ある監査を実施できる体制が整備できるようガイドラインを策定し、文部科学省として各研究機関に具体的な基準を示すことが示唆されていた。

このことから、本学としての具体的な対応は、文部科学省が示すこととしていたガイドラインに則り、不正な使用への対応に取り組むものと理解していたところである。

また、この通知においても、各研究機関において、速やかに検討に着手し、その結果を逐次実施に移す事項としては、調査に関する規程の整備といった項目は挙げられていなかった。

【評価項目】

2 項目別評価

I. 業務運営・財務内容等の状況

(1)業務運営の改善及び効率化

【原文】

「平成19年度の実績のうち、下記の事項に課題がある。

【法人による自己評価と評価委員会の評価が異なる事項】

○ 年度計画【206】「グループ制導入の検討結果を踏まえ、決裁手順の簡素化等を検討する。」（実績報告書48頁）については、グループ制導入については、平成19年4月に事務改革推進本部を設置し検討を行い、平成20年度から事務局の一部でグループ制を試行することを決定しているが、決裁手順の簡素化等の検討までには至っていないことから、年度計画を十分には実施していないものと認められる。」

【申立内容】

削除願いたい

【理由】

- ・ 決裁手順の簡素化については、年度計画に記載しているとおおり、まずグループ制の導入を検討し、その検討結果を踏まえて、決裁手順の簡素化を検討する予定としていた。
- ・ しかしながら、平成19年4月に事務改革推進本部の下に設置された基本理念WGでの検討過程において、決裁手順の簡素化については、縦割組織をフラット化したグループ制の大きなメリットであると判断したため、グループ制の試行の中で同時に取り組むこととした。
- ・ このことについては、平成19年6月に策定した基本理念WGの中間まとめに盛り込み、平成19年6月に開催された事務協議

【対応】

意見のとおりとする。

【理由】

事実関係に即した修正。

なお、正確な評価に支障を来すため、今後、実績報告書の作成等に当たっては、実施内容の明示性や正確性を高めるなど、十分留意することが求められる。

会及び7月に開催された部局長会議に報告する等広く学内に周知した。

- この中間まとめを受け、平成19年11月には、事務局内における事務処理の手続の段階を大幅に減らすこと等をグループ制の共通認識として掲げて周知し、平成20年3月19日付けで、試行結果として、「決裁過程はどのようにしたか」「意思決定（業務処理）のスピードアップ化の状況と出来なかった場合の理由」について報告を求めることを事務局内に周知した。
- 国立大学法人評価委員会からの質問については、平成20年度中の決裁手順の簡素化の実施内容に係るご照会と受け止めましたが、本来は上記のように、平成19年度の検討内容についてご報告すべきものでした。お詫びのうえ、ご理解していただきますよう、よろしく願いいたします。
- 主張は、上記のとおりであるが、仮に見解の相違があったとしても、指摘事項の年度計画【206】におけるウェイトは低く、平成19年度計画の目的は十分に達成されていると考えている。
- 参考資料を添付しますので、ご参照願います。

【評価項目】

2 項目別評価

I. 業務運営・財務内容等の状況

(1)業務運営の改善及び効率化

【評定】 (理由)

【原文】

【評定】 中期目標・中期計画の達成に向けておおむね順調に進んでいる

(理由) 「年度計画の記載48事項中47事項が「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められるが、1事項について「年度計画を十分には実施していない」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案したことによる。」

【申立内容】

【修正文案】 の通り変更願いたい。

【修正文案】

【評定】 中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる

(理由) 年度計画の記載48事項中すべてが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められ、上記の状況を総合的に勘案したことによる。

【理由】

- ・ 決裁手順の簡素化については、年度計画に記載しているとおおり、まずグループ制の導入を検討し、その検討結果を踏まえて、決裁手順の簡素化を検討する予定としていた。
- ・ しかしながら、平成19年4月に事務改革推進本部の下に設置された基本理念WGでの検討過程において、決裁手順の簡素化については、縦割組織をフラット化したグループ制の大きなメリットであると判断したため、グループ制の試行の中で

【対応】

意見のとおりとする。

【理由】

前述のとおり。

同時に取り組むこととした。

- このことについては、平成19年6月に策定した基本理念WGの中間まとめに盛り込み、平成19年6月に開催された事務協議会及び7月に開催された部局長会議に報告する等、広く学内に周知した。
- この中間まとめを受け、平成19年11月には、事務局内における事務処理の手続の段階を大幅に減らすこと等をグループ制の共通認識として掲げて周知し、平成20年3月19日付けで、試行結果として、「決裁過程はどのようにしたか」「意思決定（業務処理）のスピードアップ化の状況と出来なかった場合の理由」について報告を求めることを事務局内に周知した。
- 以上のように、決裁手順の簡素化については、平成19年度中に検討しており「年度計画を十分に実施している」と判断している。
- 国立大学法人評価委員会からの質問については、平成20年度中の決裁手順の簡素化の実施内容に係るご照会と受け止めましたが、本来は上記のように、平成19年度の検討内容についてご報告すべきものでした。お詫びのうえ、ご理解していただきますよう、よろしく願いいたします。
- 主張は、上記のとおりであるが、仮に見解の相違があったとしても、指摘事項の年度計画【206】におけるウェイトは低く、平成19年度計画の目的は十分に達成されていると考えている。
- 参考資料を添付しますので、ご参照願います。

【評価項目】

2 項目別評価

I. 業務運営・財務内容等の状況

(4) その他業務運営に関する重要事項

② 安全・衛生管理

【原文】

「研究費の不正使用防止のための体制・ルールに関して、研究機関における委員会の設置、迅速な調査の実施、聴取手続き、通報者の保護、不正内容等の公表等配分機関・関係府省への報告手続きについて整備されていないことから、早急な対応が求められる。」

【申立内容】

削除願いたい

【理由】

- ・ 評価内容は、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)の第2節(4)にいう調査に関する規程の整備に関することであり、この事項は平成19年5月31日付け19文科科第340号通知において平成19年11月までに実施を要請された事項ではなく、それに対し「早急な対応が求められる」との評価について異議を申し立てるものである。
詳細は、以下のとおり。
- ・ 平成19年5月31日付け19文科科第340号科学技術・学術政策局長通知「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく体制整備等の実施状況報告書の提出について」においては、全機関に実施を要請する事項のうち12項目については平成19年11月の報告書提出までに最低限実施を要請する事項(必須事項)と言及されていたところであり、当然本学としても必須事項全てについて実施していた。しかし、それ以

【対応】

原案のとおりとする。

【理由】

前述のとおり。

外の事項については特段の期限が定められているものではなく、速やかに検討に着手し実現可能なものから実施に移すこととされていた。

このことは、平成19年10月11日付け19文科科第898号科学技術・学術政策局長通知において「その場しのぎのペーパープランや研究活動の本質から乖離したシステムの構築を期待する趣旨のものではない」とあり、更に本年5月のガイドラインの分析結果報告においても「ガイドラインの趣旨は実質的な機能が担保されているかが問題であって、形式的に窓口や部署を置くことを求めることではない」とされている。これらは不正使用の防止を図る上で適切な管理・監査のため「器」としての体制整備を優先して行うことから、期限を切って必須事項として掲げ、その上で具体的な運用に係るその他の事項については、実質的な機能を担保するために、十分な検討期間が必要であることから、期限は定めないが、実現に向けて速やかに検討に着手するようとの趣旨のものであった。

本学ではこのガイドラインの趣旨に則り、必須事項以外の項目についても、実現可能なものは既に実施に移した上で、慎重かつ十分な検討が必要と判断した事項については、研究費不正使用対応検討プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）や役員会の下に設置された研究推進室会議（現研究・産学連携室会議）に付議し意見を求め、これに対する回答を行い、更には、役員連絡会及び部局長会議においても説明及び意見集約を行い、全学の同意を得るなど万全を期して決定したものである。

- ・ とりわけ、調査等に関する取扱い規則については、平成19年10月からプロジェクトチームにおいて原案検討に着手し、

平成20年2月「競争的資金等の不正使用に係る調査委員会設置要項(案)」を作成した。

その後、研究・産学連携室会議及びプロジェクトチームにおいて更なる検討を加えた結果、不正発生時の経費特定が難しいことから競争的資金に特化したものではなく、本学における全ての経費を対象として定めることとし、設置要項を「研究費等の不正使用に係る調査等に関する取扱い規則(案)」として、平成20年5月の部局長会議において説明し、意見照会(5月末)をしたところである。

- ・ 各部局からの提出された意見については、更にプロジェクトチーム、研究・産学連携室会議においてその対応を取りまとめることにより、全学の同意を得るに至った。特に、当該事案の公表の在り方について、個人情報の取り扱いとの関連で、慎重に検討を行うことが適当との判断から、本学顧問弁護士を室員とする法務室との調整を行った後、7月16日の部局長会議において最終案を説明し了承を得、同日規則を制定し、施行したところである。
- ・ これらの手続きについては、ガイドライン第2節(4)で求められているように、調査に関する規程については、不公平な取り扱いがなされたり、その疑いを抱かれたりすることのないよう、公正でありかつ透明性の高いものでなければならず、また、ガイドラインの趣旨に則り、形式的なものとならないよう、本学の教員及び事務職員等のコンセンサスを得る必要があることから、慎重に検討を行った上で作成したものである。
- ・ 今回の評価内容は、ガイドラインの第2節(4)にいう調査に関する規程の整備に関することであり、この事項は平成19年11月までに実施を要請された必須事項で

はなく、また、本学ではガイドラインの趣旨に則り形式的なものにならないよう規則の制定に向け検討を進めてきたところである。

それに対し「早急な対応が求められる」との評価について異議を申し立てるものであり削除願いたい。

- なお、平成18年8月31日の総合科学技術会議の指針においては、関係府省、配分機関での取り組み事項として「各研究機関における取組を促すとともに、情報提供等必要な支援の充実に努める。」といった事項が挙げられ、関係府省、配分機関等の取組状況を総合科学技術会議が平成19年度の早い時期に把握することとされていた。

その際、同指針では、研究機関については、参考として「研究機関における研究費の使用等のルールに盛り込むべき内容の例」に、迅速な調査の実施、聴取手続き等が挙げられていたところであった。

その後、平成18年9月4日付け文科科第420号科学技術・学術政策局長通知「研究費の不正な使用への対応について」において、各研究機関での研究費の適正な管理と実効性ある監査を実施できる体制が整備できるようガイドラインを策定し、文部科学省として各研究機関に具体的な基準を示すことが示唆されていた。

このことから、本学としての具体的な対応は、文部科学省が示すこととしていたガイドラインに則り、不正な使用への対応に取り組むものと理解していたところである。

また、この通知においても、各研究機関において、速やかに検討に着手し、その結果を逐次実施に移す事項としては、調査に関する規程の整備といった項目は挙げられていなかった。

<p>【評価項目】 2 項目別評価 I. 業務運営・財務内容等の状況 (4) その他業務運営に関する重要事項 ② 安全・衛生管理</p> <p>【原文】 【法人による自己評価と評価委員会の評価が異なる事項】 ○ 年度計画【266】「安全衛生ガイドライン（化学、物理、生物、病原微生物等）、安全衛生教育ビデオ（生物等）を作成する」（実績報告書119頁）については、安全衛生ガイドライン（理工系）の目次構成の精査、執筆担当者の選定にとどまるとともに、安全衛生教育ビデオについても内容の検討にとどまっていることから、年度計画を十分に実施していないものと認められる。</p> <p>【申立内容】 削除願いたい</p> <p>【理由】 ・ 年度計画【266】には、9つの事項の小計画構成されており、この内8事項は完全実施され、1事項に関して部分的にしか実施できていない事を指摘されている。このため、【266】の項目全体が実施不十分との判定がなされたのであろうと推測する。【266】の項目の趣旨は、緊急事故防止対策等であり、9事項の内8事項で、19年度計画の目的は、十分に達成されていると考えている。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 「安全衛生ガイドライン（化学、物理、生物、病原微生物等）、安全衛生教育ビデオ（生物等）を作成する」については、安全衛生ガイドライン（理工系）の目次構成の精査、執筆担当者の選定にとどまるとともに、安全衛生教育ビデオについても内容の検討にとどまっているため。</p>
---	--

【評価項目】

2 項目別評価

I. 業務運営・財務内容等の状況

(4) その他業務運営に関する重要事項

② 安全・衛生管理

【評定】(理由)

【原文】

【評定】中期目標・中期計画の達成のためにはやや遅れている

(理由) 「年度計画の記載30事項中29事項が「年度計画を十分実施している」と認められるが、1事項について「年度計画を十分実施していない」と認められ、さらに研究費の不正使用防止のための体制・ルールの整備が十分でないこと等を総合的に勘案したことによる。」

【申立内容】

【修正文案】 のとおり変更願いたい。

【修正文案】

【評定】中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる。

(理由) 「年度計画の記載30事項中すべてが「年度計画を十分に実施している」と認められ、上記の状況を総合的に勘案したことによる。」

【理由】

- ・ 年度計画【266】には、9つの事項の小計画構成されており、この内8事項は完全実施され、1事項に関して部分的にしか実施できていない事を指摘されている。このため、【266】の項目全体が実施不十分との判定がなされたのであろうと推測する。しかし、【266】の項目の趣旨は、緊急事故防止対策等であり、9事項の内8事項で、19年度計画の目的は、十分に達成されていると考えている。
- ・ 研究費の不正使用防止のための体制・

【対応】

原案のとおりとする。

【理由】

前述のとおり。

ルールの整備については、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)の第2節(4)にいう調査に関する規程の整備に関することであり、この事項は平成19年5月31日付け19文科科第340号通知に基づいて行ってきたものであり、それに対し「体制・ルールの整備が十分でない」との評価について異議を申し立てるものである。

詳細は、前述(1~5頁及び8~12頁)のとおり。